(抜粋)公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編 平成 19 年度版

1.2.6 プルボックス

- (a) 形式等は、標準図による。
- (b) 金属製プルボックス(セパレータを含む。)は、標準厚さ 1.6mm 以上の鋼板又は標準厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板を用いて製作し、次による。
 - (1) 鋼板製プルボックス (溶融亜鉛めっきを施すもの及びステンレス鋼板製のものを除く。) は、 さび止め塗装を施す。

なお、鋼板の前処理は、次のいずれかとする。

- (イ) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理を施す。
- (1) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。
- (2) 長辺が 600mm を越えるものには、一組以上の電線支持物の受金物を設ける。
- (3) 一辺が 800mm を越えるふたは、一辺が 800mm 以下となるように分割し、ふたを取付ける 開口部は、等辺山形鋼等で補強する。
- (4) 標準図の接地端子座による接地端子を設ける。
- (5) 屋外形のプルボックスは、次によるほか、(1)、(2)及び(4)による。
 - (イ) 本体とふたの間には吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいパッキンを設ける。
 - (1) 防雨性を有し、内部に雨雪が侵入しにくく、これを蓄積しない構造とする。
 - (ハ) プルボックスを固定するためのボルト、ナットは、プルボックスの内部に突出ない構造とする。ただし、長辺が 200mm 以下のものは、この限りではない。
 - (I) ふたの止めねじは、ステンレス製とする。
 - (ホ) 表面処理鋼板を用いる場合は、加工後に表面処理に応じた防錆補修を施す。
- (c) 合成樹脂製プルボックスは、次により製作する。
 - (1) 大きさは長辺が600mm以下とし、板の厚さは、製造者の標準とする。
 - (2) 屋外に使用するものは、(b)(5)(1)、(I)及び(二)による。